



学薬のひろば



Vol.003

学校の環境衛生が重要視されるのにもない、今まで目立たなかった学校薬剤師の果たす役割に期待が高まりはじめています。下記は7/25付け教育医事新聞のコラムですが皆さんはこれを読んでどう思われますか、少々のはずれな表現もみられますが、学校薬剤師のみならず薬剤師の職能として大いにアピールしていく必要があると考えられませんか？ もちろんこうした要請に応えるにはスペシャリストとして相当な勉強・訓練が必要と思いますが、薬剤師の社会的評価をさらに向上させる大きな機会になるのではないのでしょうか。

そういえば、今年の県学薬の一斉調査で皆さんは学校から講師として要請された時はどうされますか？との質問がありました、“積極的に受ける”と回答していただけましたか・・・！？

スペシャリスト「学薬」活用を

小学校や中学校に一般の人が教師や校長に就任する例が増えている。中には痛ましい例も伝えられたが、おおむね好評裏に推移していると聞く。

ところで、学校医・学校歯科医と並んで学校薬剤師（略称・学薬）という職能がある。町の化学者と言われている薬局の薬剤師がその任にあたっている。主な業務は、校舎内や教室の照明が適切かどうか、飲料水の水质やプールの消毒が適切かどうかなどについての検査である。縁の下の力持ち的存在だが、これだけで終わらせてはもったいない。なぜなら医薬品や健康食品に関するスペシャリストだからである。学校当局もPTAも、学薬を大いに活用すべきである。

新型肺炎SARSやエイズの予防薬治療薬について、あるいは肺ガン治療薬「イレッサ」の副作用問題についてなど、最新情報を聞くにはまたとない存在である。数多く売られている健康食品についても正しい知識を持つている。

児童生徒に対してはもちろん、教職員の皆さん、地域社会の人々にも医薬品と健康食品の正しい知識を伝えられる学薬の活用を一考してもらいたい。

教育医事新聞 7/25付け

(視座より)

さて、愛知県教育委員会が早ければ来年度から県立高校の敷地内全面禁煙化の方針を固めたことはご承知と
思います。決定されれば都道府県レベルでは和歌山県、茨城県、青森県に次ぐ快挙であると言われていますが、この6月、県学薬として愛知県教育委員会教育長に対し「愛知県における学校敷地内禁煙」の早期実現の要望書を提出したことが「健康増進法」に絡んで行政へのタイムリーな後押しとなりました。



吸っていい場所 悪い場所
子どものために 守ってね

学校はノースモーキング・エリアです

では、最近よく耳にする「健康増進法」とはどんなもので、何がいったい問題となっているのでしょうか？

【健康増進法（第25条）とは

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」と定めたもので、2003年5月1日から施行されました。

ここで言う「受動喫煙」とは自分の意志とは関係なく、タバコの煙を吸わされることをいいます。はじめ、健康増進法は受動喫煙防止の努力義務を定めたもので罰則規定が無いこともあってあまり問題とならないと考えられていた面もあったようですが、実際に施行されてみると民事で行政が訴えられる事例も出てきました。喫煙者・非喫煙者双方の権利を守る意味、またこうしたことを防ぐ意味でも“受動喫煙を防止するために必要な措置”として「禁煙」か「健康増進法」に合わせて改定された「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に沿った喫煙室・喫煙コーナーを設ける対策の必要性がでてきたといえます。

【ガイドライン中の3つの対策】

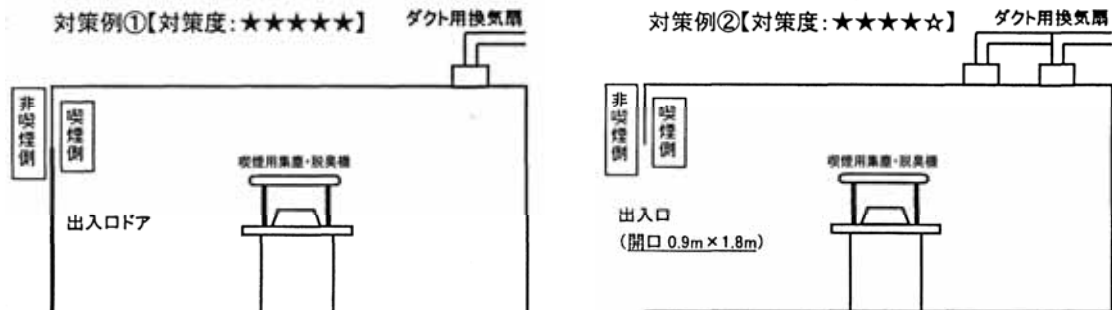
非喫煙側にタバコの煙が漏れ出さないように喫煙室を設置する。（困難な場合は喫煙コーナーでも良い）
喫煙室等にはタバコの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式の喫煙対策機器を設置する。

(やむを得ない措置として空気清浄機を設置する場合には、換気に特段の配慮をすること)

喫煙室等と非喫煙場所との境界において、喫煙室等に向かう風速を 0.2 m/s 以上とすること。

また、ガイドラインには職場の空気環境の基準として浮遊粉塵濃度 0.15 mg/m³以下、一酸化炭素濃度 10 ppm 以下が規定されています。

こうした基準を満たすことができると考えられる対策の具体例としては、



上図の2例があります。しかし、これで絶対大丈夫とはいえないところがなかなか難しいところです。

なお、学校に限って言えば、グラウンドを含めた学校敷地内を全面禁煙にし、教職員全員が禁煙することで、生徒の禁煙指導に説得力を持たせることは非常に大きな意味があると考えられますし、こうした取り組みは地域社会の人々にとっても受け入れやすいものではないでしょうか。

最後になりましたが10月26日に行われる「平成15年度薬剤師のための薬物乱用防止研修会(名古屋大会)要項」が下記のように決定しましたのでよろしくお願いたします。前に述べました禁煙・受動喫煙対策等ももっと詳しく聞くことができると思います。

平成15年度薬剤師のための薬物乱用防止研修会要項

名古屋大会実行委員長 愛知県薬剤師会会長 森 公作

主 催 社団法人 日本薬剤師会学校薬剤師部会 社団法人 愛知県薬剤師会学校薬剤師部会

後 援 日本学校薬剤師会 愛知県学校薬剤師会

1. 日 時 平成15年10月26日(日) 10:30 (受付9:30~)

2. 会 場 愛知県産業貿易会館西館 10F

名古屋市中区丸の内二丁目 地下鉄桜通線 野並行き丸の内下車 4番出口

3. 参 加 費 3000円

4. 参加申し込み 社団法人愛知県薬剤師会事務局・薬乱研修会係

電 話 052-231-2261 FAX 052-231-2268

締め切りは、準備の都合上9月30日(火)までお願い致します。 日本研修センタ - 研修点数3点

受 付 9:30

開 会 式 10:30

講 義 1 11:00 「外国の薬乱防止とその取り組み方」 講 師 石川哲也 神戸大学教授

昼食休憩 12:00 ランチョンセミナー 講 師 飯田 真美 岐阜女子大学家政学部教授

12:50

日本循環器学会禁煙推進委員会幹事

講 義 2 13:00 「違法薬物を根絶する」 講 師 長野健一 関東甲信越厚生局麻薬取締部 部長

講 義 3 14:00 「学校薬剤師が取り組む薬乱防止活動に期待すること」

講 師 浅井君枝 岡崎市立立川中学養護教諭

講 義 4 15:00 「薬剤師の禁煙に関する取り組み」

講 師 樋口光司 愛知県学校薬剤師会理事

質疑応答 16:00

終 了 16:30